

鹿屋市電子契約の運用に伴う関係規則の整理等に関する規則

(鹿屋市契約規則の一部改正)

第1条 鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書」という。）」を加える。

別記第6号様式（その1）及び別記第6号様式（その2）中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、発注者と受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

別記第6号様式（その3の1）、別記第6号様式（その3の2）及び別記第6号様式（その3の3）中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売払人と買受人とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、売払人と買受人とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、売払人と買受人とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

別記第6号様式（その4の1）中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、鹿屋市と物件の権利者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、鹿屋市と物件の権利者とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、鹿屋市と物件の権利者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

別記第6号様式（その4の2）中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、建物等所有者と鹿屋市とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、建物等所有者と鹿屋市とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、建物等所有者と鹿屋市とが記名

押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

別記第6号様式（その5の1）、別記第6号様式（その5の2）及び別記第6号様式（その6）中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、委託者と受託者とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、委託者と受託者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

別記第9号様式中「この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、当事者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書3通を作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

（鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則の一部改正）

第2条 鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「この契約の証として、本書3通を作成し、鹿屋市、貸付者及び連帯保証人が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、鹿屋市、貸付者及び連帯保証人が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書3通を作成し、鹿屋市、貸付者及び連帯保証人が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

（鹿屋市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第3条 鹿屋市知的障害者福祉法施行細則（平成18年鹿屋市規則第112号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「上記契約の成立の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、甲と乙とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

(鹿屋市部分林条例施行規則の一部改正)

第4条 鹿屋市部分林条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第155号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第3条関係）

1 土地の表示

鹿児島県鹿屋市

2 契約期間

年 月 日～ 年 月 日（ 年間）

3 植栽樹種及び面積

スギ ha

ヒノキ ha

クスギ ha

その他（ ） ha

計 ha

4 植栽期間

年 月 日～ 年 月 日

5 分収歩合

鹿屋市 %

造林者 %

鹿屋市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、部分林設定を目的として、次の事項によりこの契約を締結する。この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、甲と乙が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、この契約の締結を証するため、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市
代表者 鹿屋市長

印

乙 住 所
氏 名

印

(契約の履行)

第1条 甲及び乙は、信義にのっとり相互に協力し、かつ、誠実にこの契約の履行に当たるものとする。

(契約する土地)

第2条 この契約において対象とする土地（以下「造林地」という。）は、別記表示の土地とする。

(契約期間)

第3条 この契約の存続期間は、別記表示のとおりとする。ただし、契約の目的達成のため特に必要があると認める場合は、甲乙の協議により、造林地の全部又は一部について存続期間を変更することができる。

(契約の変更)

第4条 契約変更については、鹿屋市部分林条例第6条及び鹿屋市部分林条例施行規則の規定に基づき、これを変更することができる。

(植栽の義務)

第5条 乙は、別記期間内に造林地の植栽を完了するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、植栽期間を変更することができる。

(施業)

第6条 乙は、市の施業方針に従い、造林地植栽後の補植、保育その他必要な施業を行うものとする。また、それに関する一切の経費を負担するものとする。

(林産物の採取)

第7条 乙は、次に掲げる林産物を採取することができる。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及びきのこ類
- (3) 保育のため伐採した枝
- (4) 植栽後10年以内において、保育のために伐採（収益を伴うこととなるものと甲が認めた伐採を除く。）した樹木

(保護の義務)

第8条 乙は、造林地保護のため次の義務を負うものとする。

- (1) 火災の防止
- (2) 盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の防止
- (3) 境界標その他標識の保存

(4) その他造林地保護のために必要と認められる事項

(部分林の処分)

第9条 乙は、部分林を処分しようとするときは、鹿屋市部分林条例第14条及び鹿屋市部分林条例施行規則の規定に基づき、処分することができる。

(除間伐の方法と分収)

第10条 乙は、除間伐をしようとするときは市の施業方針に従って行い、鹿屋市部分林条例第15条及び鹿屋市部分林条例施行規則の規定に基づき、分収しなければならない。

(契約満了時の分収方法)

第11条 乙は、契約が満了した場合は、鹿屋市部分林条例第16条及び鹿屋市部分林条例施行規則の規定に基づき、分収しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、部分林契約を解除することができる。ただし、乙の責任とすることができない理由のあるときはこの限りではない。

(1) 植樹期間の始期から1年を経過しても植樹しないとき。

(2) 植樹期間内に植樹面積の2分の1に達しないとき。

(3) 植樹期間の延長を許可された場合において、その期間内に植樹を終わらないとき。

(4) 植樹終了後5年を経過しても成林の見込みがないとき。

(5) その他この契約に違反したとき。

(解除後の措置)

第13条 前条によって部分林契約を解除したときは、現存の樹木は、市の所有とするものとする。

2 天災又は不可抗力の事故で契約を解除せざるを得ない場合は、現存の樹木は分収歩合でこれを分収するものとする。

(契約残存期間の消滅)

第14条 契約存続期間内であっても、伐採又はその他の事由によって部分林が現実に存在しなくなったときは、契約の残存期間も消滅するものとする。

(権利移転)

第15条 契約者は、市長の許可なく権利の売買、譲渡、転貸をしてはならない。

(公租公課の負担)

第16条 甲は、造林地の公租公課を負担する。

(その他の事項)

第17条 この契約に定めない事項については、必要に応じ、甲乙の協議により定めるものとする。

別記第 8 号様式を次のように改める。

第8号様式（第6条関係）

鹿屋市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
 は、 年 月 日付けで契約を締結した部分林設定契約書の一部を下
 記のとおり変更したので、この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、
 甲と乙とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁
 的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、甲、乙両当事者記名押印
 の上、それぞれ1通を保有する。

記

1 変更内容

	変 更 前	変 更 後	備 考
地 番			（国土調査 等）
期 間	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	
分 収 率	甲： 乙： 分 分	甲： 乙： 分 分	
分収方法			
そ の 他			

年 月 日

甲 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
 鹿屋市
 代表者 鹿屋市長 印

乙 住 所
 氏 名 印

(大隅森林組合林業振興資金貸付規則の一部改正)

第5条 大隅森林組合林業振興資金貸付規則（平成18年鹿屋市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、電子契約で契約を締結する場合においてはこの限りではない。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

大隅森林組合林業振興資金貸付契約書

鹿屋市（以下「貸付者」という。）と大隅森林組合（以下「借受者」という。）との間において、次のとおり林業振興資金の貸借契約を締結する。

- 1 資金の種類
- 2 金 額 金 円
- 3 貸付利子 無利子
- 4 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 償還方法 年 月 日までに一括償還
- 6 延滞利息 借受者は、貸付期間満了までに貸付金の返済を終わらない場合は、遅滞日数に応じ、年14.6%（償還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%）を乗じて得た額を延滞利息として貸付者に支払う。
- 7 借受者は、この貸付金を目的外に使用してはならない。
- 8 本契約に定めない事項については、その都度協議する。

この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、貸付者と借受者とは電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、貸付者と借受者とは記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

貸付者 鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市
代表者 鹿屋市長

印

借受者 大隅森林組合
代表理事組合長

印

附 則

この規則は、令和 6 年11月 1 日から施行する。